

## 新発田ブロック社員の兼務発令

### 1 趣旨

現在、保険営業について営業技術向上のため渉外社員をブロック内局へ兼務発令しているところであるが、がん保険及び資産運用商品の営業においても、営業技術向上のため渉外社員をブロック内局へ兼務発令を行う。

### 2 兼務発令社員

新発田局 1 名、新津局 3 名、中条局 1 名、村上局 1 名、豊栄局 1 名、五泉局 1 名

### 3 兼務発令日等

2015 年 12 月 28 日（月）内命、2016 年 1 月 12 日（火）発令

兼務発令期間は、2016 年 3 月 31 日（木）まで

### 4 その他

- (1) がん保険販売及び資産運用商品販売のため、窓口営業部及びお客さまサービス部の両部へ兼務発令する。（渉外営業社員から窓口担当社員への指導も実施）
- (2) 実施方法は、兼務した社員と同行募集を行う実践形式とする。また、窓口においては、来客されたお客さまに対して、共同で募集を行う実践形式とする。
- (3) 兼務先への兼務の頻度は、月 1～2 日程度とする。
- (4) 兼務対象者が兼務局で同行募集を行った場合の実績は、兼務局の実績とする。また、個人実績は、募集者 2 名で按分する。